

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地

電話番号

管理者氏名

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素  
備付廃止後の措置届

年 月 日付けをもって備付を廃止した陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（放射性同位元素であって、陽電子放射断層撮影装置による画像診断（以下「陽電子断層撮影診療」）に用いるもの。以下同じ。）について、次のとおり措置したので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第29条第3項の規定により届け出ます。

1 放射性同位元素による 汚染の除去の概要	
2 放射性同位元素によっ て汚染された物の譲渡又 は廃棄の概要	

(注) 1 廃止の日から 30 日以内に提出すること。

2 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。